

内部通報規程

公益社団法人 日本近代五種協会

(目的)

第1条 この規程は、法令・定款・規程等の違反及び暴力・ハラスメント・不適切行為等を早期に発見し、被害等の拡大を防ぐとともに不当行為の是正や再発防止に努めるため内部通報窓口を設置する。

(利用できる者)

第2条 内部通報窓口を利用できる者は下記のとおりとする。

- 1) 当協会の理事・監事・顧問及び参与
- 2) 当協会専門委員会の委員
- 3) 当協会職員
- 4) 当協会の登録会員（コーチ、選手等含む）
- 5) 上記に定める者の親族

(対象となる行為)

第3条 下記の当協会倫理規程第4条に違反する行為又はその疑いのある行為。

- 1) 暴力・セクシュアルハラスメント等の行為及びドーピング等薬物の使用や所持に関する事。
- 2) 個人の名誉を棄損する等プライバシーに関する事。
- 3) 補助金・助成金・交付金等の不正受給や不正使用、当協会の財産の横領や不正経理など金銭の不適切行為に関する事。
- 4) 当協会の信頼を失墜させるような行動に関する事。
- 5) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力との不適切な交際に関する事。
- 6) 職務やその地位を利用して自己の利益を図るなど利益相反に関する事。
- 7) 法令や当協会の諸規程又は方針に反する事。

(相談・通報制度の運用)

第4条 相談及び通報があった場合には、顧問弁護士の指示のもと関係者からのヒアリングや相談通報事実の確認を速やかに行うなど当協会総務委員会運営規則、倫理委員会運営規則及び倫理規程に定めた手続きに則り運用することとする。

(個人情報保護)

第5条 相談者及び通報者の個人情報については当協会個人情報保護方針に則り適切に処理する。

- 2 相談者及び通報者の個人情報は、総務委員会及び倫理委員会の担当者のみが扱い、事実の調査においても匿名性を確保する。
- 3 相談者及び通報者が報復等の不利益を受けないよう個人情報の取り扱いには留意するとともに報復行為が認められた場合には、速やかに報復行為を差し止め、厳正に対処する。

付 則

1. この規程は令和5年3月4日より施行する。